

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第55回）議事要旨

日時：令和3年8月5日（木）15時00分～17時00分

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、男澤委員、小宮山委員、曾我委員、
武田委員、辻委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

阿部 公哉	東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長
石坂 匡史	東京ガス株式会社 エネルギー需給本部 電力事業部長
小川 博志	関西電力株式会社 執行役員 エネルギー・環境企画室長
加藤 英彰	電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長
上手 大地	イーレックス株式会社 経営企画部長
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
佐藤 悦緒	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
竹廣 尚之	株式会社エネット 取締役 経営企画部長 兼 需給本部長
花井 浩一	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
渡辺 宏	出光興産株式会社 上席執行役員 電力・再エネ企画開発部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）ベースロード市場 2021 年度第 1 回オークション取引結果について
- （2）非化石価値取引市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■ベースロード市場 2021 年度第 1 回オークション取引結果について

- ・ 昨冬の高騰を踏まえて需要側の買いが高まった結果、価格が上がり約定量が増える、ということだと分かりやすいが、価格が上がって約定量が減っているのが不思議。相当変なことが起こっていることを十分認識したうえで、丁寧な検証をしていただきたい。
- ・ 小売電気事業者としては、ヘッジニーズが高まっており、かつ売り手からは供出量も増えているので、今後も約定量が増えないようであれば、売り手と買い手の価格の目線を合わせるための手当てが必要。先渡市場とは違い、制度的手当てという目的で創成された市場であるので、今後の活性化に向けて、例えば受け渡し期間を短縮した商品を作る等の必要な改善等をスピーディに検討いただきたい。

■非化石価値取引市場について

- ・ 仲介事業者については賛成。潜在的な需要を市場での取引に適切に反映させるという点でよい。
- ・ 本部会では、仲介事業の内容として「自ら取引主体になるもの」を対象として議論する整理に賛成。
- ・ 仲介事業者が市場から退場することがあっても需要家が不利益を被らないような仕組み、需要家保護の観点が必要。
- ・ 仲介事業者を「自ら取引主体になるもの」とした場合に、仲介事業者の取引規律に記載の「手数料の透明性」の部分の書き方は適切ではないのではないか。
- ・ どのような事業者が仲介を担うのが効率的なのかを考えるべきで、エネルギー分野に精通する事業者が仲介を行うべきではないかという点でよく検討すべき。
- ・ 最低価格について、売り手も限定されている中、最低価格を設けると結果的に最低価格で取引が行われることになる。それは市場といえるのか。
- ・ まずは最低価格を設定せずに始めてうまくいかなかった場合に設定を検討する。または、仮に最低価格を設定するとしても、様子を見て、それがなくなる方向に調整していくこととしてはどうか。
- ・ シングルプライスオークションの方がわかりやすいのではないかと。マルチプライスの場合、応札事業者は、真の評価額より一定程度割り引いた額をかかなければならず戦略的要素が働く。シングルは自分の評価額に沿って行動すればよいので参加者にとっても明確。結果的にシングルプライスの方が、戦略的要素がない分、売り手側の総収入が高くなる可能性が十分にあるのではないかと。
- ・ 需要家アンケート結果の再エネ・CO₂フリー電力を「既に使っている」「関心がある」理由と希望購入電力が整合していない点が気になる。できればもう少し掘り下げて欲しい。
- ・ 長期的には最低価格をなくすのはありうろと思うが、短期的に価格水準はある程度必要だとも思う。決定する際には、短期的には国際的な競争力のある価格水準を実現することが重要と認識しているが、長期的にそれが再エネ投資に寄与するものなのか、長期的/短期的視点のバランスが重要。
- ・ 価格決定方式については、売り手が一者しかないのでマルチプライスが妥当。
- ・ 価格水準については、初期段階では最低価格を入れた方がよい。賦課金の低減につながるので量と価格を最大化するというのが大事。今需給状況からすると、ほぼ0円ということもあり得る中、最低価格は必要。
- ・ アンケート結果はもう少し精査していただきたいが、0円のところはあまり見る必要はないのではないかと。アンケートから見ると0.3~0.4円くらいが見えてくるのかと思う。高度化法義務達成市場と再エネ価値取引市場の価格差も含めて考えるべき。
- ・ 再エネ価値を遡及するための表示について、小売はGLで詳細に規定しているが、需要家は何でも表示できること

になるので、表示方法を考えるべき。

- ・ 資料の「マルチプライスの方が総約定収入が大きくなる」という記載は明らかに間違い。マルチプライスにすることについて反対はしない。
- ・ 最低価格を短期的に設けることに異論ない。ただしできるだけ価格が低いことを希望。
- ・ 需要家の要件については、むやみに厳しくならないことを希望。
- ・ 最低価格に張り付く可能性が高いくらい証書が余っているのに、仲介事業者の買い占めが問題というのは、社会的に問題になり得るのか、再考していただきたい。
- ・ 最低価格を低くしすぎると投資インセンティブを損なうというのは一概に間違っているとはいわないが、それを主張する人が炭素税には反対しているということもあり得る。そうであれば説得力のある議論だとは思えない。
- ・ 仲介事業者について証券会社のようなものと理解。需要家の属性が様々という観点で類似の制度として参考にするのが望ましい。
- ・ 価格水準について、既存の制度との連続性・整合性という観点から、当初の議論からどういう状況の変化で今回変更するのも整理する必要がある。変更理由の重み付けの部分もまとめていただけると議論しやすい。
- ・ アンケートの回答率低いので、引き続き需要家ヒアリングが必要。
- ・ マルチプライスオークションに異論ない。
- ・ 価格水準については、高度化法義務達成市場との価格差に留意した議論が重要。
- ・ 価格水準に関して、本来は最低価格を設けるのではなく需給バランスで決まるのがよいと思うが、高度化法市場との価格差の問題が残っていると考えるとある程度設けるのは仕方ない。
- ・ 転嫁の議論は先日も頭出ししていたが、その議論は今後も適切に進めるべき。高度化法義務達成市場と再エネ価値取引市場を一緒に議論していく必要がある。
- ・ アンケートについては引き続き情報をとってほしい。業種のバランスもよくなると良い。「その他」の回答の分析もお願いしたい。
- ・ 価格決定方式については、マルチプライス、オークションは、年4回に賛成。
- ・ 仲介事業者が登場することで、どのような利益相反が生じるのか、利益相反行為の類型化が必要。それによって参考にすべき法律や制度が明らかになる。
- ・ 仲介制度について、需要家保護の観点から規律や管理を求めていくことは重要。税務・会計上の課題の整理も、早めに具体的な検討を深めるべき。
- ・ 価格水準を検討するにあたって、非化石価値取引市場創設の目的に立ち返ると、FIT 賦課金の低減という目的があった。アンケートを踏まえて、最低価格ごとに総約定金額がどれくらいになるのか、シミュレーションして参考にするのがよいのではないか。
- ・ 仲介事業者の要件について、仲介行為は代理購入に限るのが望ましいという考えに変わりないが、市場活性化を考慮して自ら調達して他者に販売する行為も仲介事業に含めるのであれば、証書単体での取引や転売を前提とした規律や管理手法が必要。仲介事業者の参入・退出の条件、退出あるいは売れ残った場合の証書の処理方法、需要家への説明、書面交付、ダブルカウント回避を含めた証書の保有・償却手法等について、ガイドラインで定める必要がある。
- ・ 仲介事業者の参入・退出の条件については市場の需要家保護、信頼性確保の観点から仲介事業者を登録制、認可制にすることもあり得る。
- ・ 各取引形態の会計税務上の整理が必要だが、小売の電気とセットの販売方法についてはこれまで通りの会計上の整

理が認められるようお願いしたい。

- ・ 価格決定方法については、賦課金の低減につながるべきなのでマルチプライスに賛成。
- ・ アンケートについて、現状の取引価格や市場参加要件を理解していない人もいるのではないかと。回答者は製造業が多いが、サービス業や他業種には別の意見があるとも想定される。CNを宣言している企業でも、電力市場に詳しくないところも多いので、その点をご配慮いただきたい。
- ・ 会計・税務の問題を理由に、小売事業者が仲介事業から排除されることのないよう配慮をお願いしたい。
- ・ 一定程度グリーンの価値が保証される価格水準が必要。
- ・ 非化石証書は電気の一部であるという前提なので、小売は当然、仲介に参加できるという整理になる。その他の事業者が参加できるのかというのが論点。
- ・ 今年度中に全量トラッキングでRE100にも使えるようになり、証書が需要家にとって更に使いやすくなると認識している。証書の需要が自ずと高くなることによって、市場が形成されて適切な価格がつくようになると思うが、アンケート結果をみても、足下は供給量に対してニーズが少ないので、今年度については最低価格を設ける方向に賛成。
- ・ 需要家の要件について、現行のJEPXの参加要件以上に制約する必要はないと思う。
- ・ 仲介事業について、小売事業者が仲介ニーズの受け皿を目指す形が多くなると思うが、どの小売でもできるとなると規律が乱れるおそれがあるので、ハードルは電力取引よりも高くすべきではないか。
- ・ 仲介事業者が必要以上に買ってしまうことがないように、例えば需要家の購入希望に基づく紐付けを行って入札を行うだとか、証書を余らせてしまった事業者については事後的に確認をすることなどが必要なのではないかと。
- ・ 最低価格については、市場分割直後では転嫁などができない可能性を危惧している。
- ・ 価格が非常に安くなってしまうと、3円台の賦課金を払ってFIT制度を支えているだけの需要家と再エネ価値をアピールできる需要家の負担差がほとんどないことになり、バランスとして違和感あり。例えば最低価格についてはFIT賦課金の一定割合として設定するということもありえるのではないかと。ただあまりにも高い最低価格にして売れないと意味がないので、バランスを踏まえた価格の設定が必要。
- ・ マルチプライスの採用、年4回の頻度は賛成。
- ・ アンケートについて、次回は加重平均して数量ベースで提示していただきたい。
- ・ 仲介事業者について、環境価値が間違った使われ方をしないよう、消費者保護の観点からも統一的なルールを作るべき。
- ・ 税務・会計上の整理については、制度の前提条件が変わった中「小売だけが証書を取り扱え、かつ事業者間の転売ができない」という現行の整理と同じであり続けることはかえっておかしい。小売事業者が仲介事業に参加することの足枷にならないようゼロから議論していただきたい。
- ・ 証書の価格が安価になればなるほど、CNの実現手段として証書の活用が促されることになるが、それが非化石電源の新規の開発にどのような影響を与えるのかを把握していくことは重要。
- ・ 高度化法義務達成市場との価格差が小売事業者にとって法令遵守にかかる費用になる。引き続き転嫁の制度面での対応について検討をお願いしたい。

以上